

## 議 案 第 2 号

富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「及び第2項」を「又は第2項」に改める。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第10条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。